

# 物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	富田林市寺池台五丁目44番14の一部 (富田林市寺池台五丁目44番14)	地目	雑種地	交通 機関	南海高野線 金剛駅 南約750m	最 低 使用料 (年額)	797,500円/年
2								
土地の概要					特記事項			
面 積	使用許可対象面積 363.92 m <sup>2</sup>			<b>【 裏面に記載 】</b>				
接面道路 の状況	北側 : 市道 幅員 = 約6 m 舗装 有 ・ 高低差 無							
法令に 基づく 制限	市街化区域内							
	都 市 計画法	用途地域	第一種中高層住居専用地域					
		地域地区						
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
その他の 法令等	・建築基準法							
その他条件								
供給 処理 施設 の 状 況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
	公営 水道	本管	引込管	富田林市上下水道部水道工務課 0721-25-1000(代)				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)羽曳野営業所 0800-777-8026				
		有	無					
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141				
有		無						
公共 下水道	本管	引込管	富田林市上下水道部下水道課 0721-25-1000(代)					
	有	無						

## 特記事項

- 1 平面駐車場(コインパーキングを含む)に限定した平面利用に限ります。
  - 2 対象地への車両等の出入りについては、南部流域下水道事務所と協議し、許可を得てください。但し、対象地東側及び南側からの車両の出入りはできません。なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て使用者の負担となります。  
(お問い合わせ先)  
大阪府南部流域下水道事務所総務企画課 電話072-438-7406(代)  
大阪府南部流域下水道事務所維持管理課 電話072-438-8235(直)
  - 3 開発行為及び建築行為の際は、関係機関と協議してください。  
(お問い合わせ先)  
開発行為:南河内広域事務室 広域まちづくり課 電話 0721-20-1198  
建築行為:大阪府住宅まちづくり部 建築指導室審査指導課 確認・検査グループ  
電話 06-6210-9724
  - 4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。  
排水等の処理については、富田林市上下水道部下水道課と協議してください。  
(お問い合わせ先)  
富田林市上下水道部下水道課 0721-25-1000(代)
  - 5 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。
  - 6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。
  - 7 対象地外の府所有地(ネットフェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。
  - 8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要なる費用等については、使用者の負担となります。
  - 9 アスファルト舗装、ネットフェンス、安全柵その他の施設又は工作物の撤去、形状変更及び整備については、南部流域下水道事務所と協議し、許可を得てください。  
(お問い合わせ先)  
大阪府南部流域下水道事務所総務企画課 電話072-438-7406(代)  
大阪府南部流域下水道事務所維持管理課 電話072-438-8235(直)
  - 10 対象地外の府所有地(3カ所のマンホール)について、中心より半径2m内での掘削、設備の設置を行わないこと。また、マンホール上に車両及び物品は置かないこと。通行に係る使用のみ認めるものとします。
  - 11 地震発生時等の緊急時又は通常の保守点検業務等の流域下水道事業に係る維持管理業務のため、対象地に立ち入り、保守資材の設置及び公用車両の駐車を行う場合があります。  
また、このほか流域下水道事業に係る下水道管渠の大規模点検・改築更新を行う場合があり、作業時には一時的に当該用地を使用することができなくなります(作業規模により期間は異なりますが、大規模点検の場合は概ね2～3か月程度、また改築更新の場合は概ね6か月～1年程度)。  
これら当該維持管理業務等のため、対象地を1か月以上使用できなくなる場合は、別途協議します。
  - 12 本物件は、国の補助を受けて取得した土地であるため、使用許可に際しては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定により近畿地方整備局長の承認が必要となす、限定した利用となっております。
  - 13 現地に有る門扉は、大規模点検・改築更新時の点検車両の通行を想定しています。同一箇所に一般車両用の出入口を設置する場合は、別途使用許可申請が必要となります。なお、設置等に必要なる費用等については、使用者の負担となります。また、一般車両用出入口を設置する場合は、別途点検車両用の出入口を確保してください。  
(お問い合わせ先)  
大阪府南部流域下水道事務所総務企画課 電話072-438-7406(代)
  - 14 対象地の南側、北側及び東側道路における視認性確保(歩行者、車両等の通行目視のため)の観点から、各道路沿いに視線を遮る様な看板(案内看板・空満看板等)等の設置はできません。
  - 15 対象地外の府所有地(3カ所のマンホール)の周囲にゲート等を設置する場合は、別途行政財産使用許可申請が必要となります。  
なお、設置等に必要なる費用等については、使用者の負担となります。  
(お問い合わせ先)  
大阪府南部流域下水道事務所総務企画課 電話072-438-7406(代)  
大阪府南部流域下水道事務所維持管理課 電話072-438-8235(直)
- ※ 本件対象地には流域下水道管が埋設されており、その使用においては上記の条件を伴いますので、ご留意願います。

(1)位置図 (物件番号:第2号)



